

三十一日
解

名ヲ使備シ時計・製作ヲ業トシ居タルカ近時事業不振ニ
陥リタルヨリ財政整理ノヲ職工ノ一部ヲ解雇スル事ト
シテ昨廿三日職工漆七郎外三の名ニ對シ左記標準ニヨリ
手当ヲ支給スル旨ヲ告ゲ解雇ヲ申渡シタリ。
右申渡ヲ受ケタル職工等ハ直ケニ之レニ應ズル能ハズトテ
退場シタルカ本日午前七時定刻ニ出勤解雇職工三名
ハ工場内食室ニ集合協議シタル結果取敢ハズ復職運動
ヲ起ス事若シ容シラレザル片ハ更ニ協議ノ上第二級ノ
運動ヲ起ス事ヲ申合セ本日ハ工場内ニ集合中ニアリ。
本工場職工ノ大部分ハ関東地方評議會所屬金屬労働組
合ニ加盟シテリ。殊ニ今回解雇セラレタル者ハ全組合支部
ノ中心人物ナルヲ以テ本解雇問題ハ相當紛糾スルモノト

認ソラレ。

誌

- 一、勤續一ケ年未満ハ解雇手當三十日分
- 〃 一ケ年以上 四十五日分
- 〃 二年以上 六十日分
- 〃 三年以上 七十五日分
- 〃 五年以上 百日分

右及申(通)報候也